

金沢都市計画特別用途地区の決定（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 1, 3 7 0 h a	建築制限の概要 ・大規模集客施設 (床面積合計が1万平方メートルを超えるもの)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

中心市街地活性化基本計画の認定（平成19年5月28日）による中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するため、既に第1, 3種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」の指定を行うものである。

特別用途地区(大規模集客施設制限地区)

